

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	基本方針による中心市街地の活性化の意義及び目標を踏まえ、コンパクトで活力ある中心市街地づくりを目指すことを記載している。【1- (8) 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地の活性化の目標 参照】
	認定の手続	当基本計画の内容については、石巻市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成26年7月28日付で意見書が提出されている。【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項の [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 参照】
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。【2. 中心市街地の位置及び区域の [3] 中心市街地要件に適合していることの説明 参照】
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいる【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照】
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	今後のまちづくりにおいて、可能な限り中心市街地に公共公益施設の整備を進めていくとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地の制限に取り組むことを明確化している。【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項の [2] 都市計画手法の活用 参照】
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	市総合計画基本構想などの法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっている【11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照】

第2号基準 基本計画の実施が中心 市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	基本コンセプト、基本方針に沿った計画期間内において着手（完成 or 継続）する事業について4.から8.において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している【3. 中心市街地の活性化の目標 参照】。また、各事業の各数値目標向上への効果について、言及するとともに、それを一覧表としてまとめている。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	全ての事業において、事業主体は特定しており、相互に調整と連携を図りながら円滑な事業実施を目指す。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業の実施スケジュールは、平成31年度までに着手（完成 or 継続）を想定したもとのとなっている。